

# 組合員規程

制定 平成 6年11月26日 改正 平成16年 6月24日  
改正 平成20年11月 1日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、組合員の加入脱退、出資、顕彰、慶弔見舞等の取扱いについて定める。

(性格)

第2条 組合員及び出資に関する取扱いは、法令、定款、規約に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(担当部署)

第3条 組合員及び出資に関する事務処理は、総務部が行う。

## 第2章 加入

(加入申込)

第4条 この組合に加入しようとする者からは、次の事項を記載した加入申込書を提出させるものとする。

- (1) 通常加入、特別加入の別及び加入の事由、この場合において特別加入は、被相続人又は、譲渡人の氏名及びその者との関係をあわせて記載する。
  - (2) その者が経営する耕作面積、飼育頭羽数又は農業就労日数、その他職業を記入する。
  - (3) 引受けようとする出資口数
- 2 加入しようとする者が、団体であるときは、前項の申込書に定款第14条第1項後段の書類を添付させるものとする。

(加入の審査)

第5条 加入の申込をうけたときは、理事長は、その内容を審査し、加入を適当と認めるときは、加入を承諾した旨、書面をもって通知し、出資金を払い込ませるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合員資格が明らかでないときは、経営管理委員会の決定を経たのち、加入の賛否を書面で通知する。
- 3 加入の申込者が次の事由に該当し、加入を拒否することが適当であると認められるときはその事由を明らかにした書面で通知しなければならない。この場合においては、経営管理委員会の決定を経て行うものとする。
  - (1) 加入申込前に組合の事業活動を妨害した事実があり、いまなお、その態度を改めていない場合
  - (2) 過去において除名された者で、その除名理由となった原因、事実が解消されていない場合
  - (3) その他加入拒否について客観的、一般的に是認されるべき事由がある場合
- 4 定款第18条に定める期間においては、前項の規定にかかわらず、加入の承諾の通知をしない。
- 5 加入した組合員の組合員コードは別途定める。

(出資の払込)

第6条 加入を承諾した申込者から、引受けようとする出資金の払込みがあった場合は、組合員名簿に記載するものとする。

(特別加入の手続)

第7条 譲渡人の持分を譲受け、又は被相続人の持分払戻請求権の全部を取得して、この場合に加入しようとするときの手続きは、第4条、第5条及び第6条の規定による。この場合においては、出資の払込を必要としないものとする。

(加入停止後の取扱い)

第8条 定款の定めるところにより、加入の承認を停止した期間中に受理した加入の申込については、停止期間の満了後、直ちに所定の取扱いを行うものとする。

### 第3章 管理

(申込書記載事項の変更)

第9条 加入申込書(団体における添付書類を含む。)の記載に変更があったときは、その組合員から速やかに書面をもって届出させるものとする。

2 前項の変更により、組合員資格を失い、又は、その資格に変動をおよぼしたときは、直ちにその旨組合員に通知するとともに、組合員名簿を改めるものとする。

(出資口の増加)

第10条 出資口数を増加しようとする組合員からは、増口数を記載した申込書を提出させ、承諾した旨書面をもって通知し、出資金を払込させるものとする。ただし、持口最高限度を超えることはできない。

2 前項による出資金の払込みがあったときは、組合員名簿に記載するものとする。

(出資口数の減少)

第11条 出資口数を減少しようとする組合員からは、減口数及びその理由を記載した申込書を提出させるものとする。

2 出資の減口は、理事会においてその諾否を決定する。

3 出資減口の諾否は書面をもって、その旨通知するものとし、組合員名簿の減口処理を行う。この場合における持分の払戻しは減少した口数に係る払込出資金に対する持分額を払戻すものとする。

(組合員間の譲渡)

第12条 組合員間における持分の譲渡は、譲渡、譲受の口数及び理由を記載した申込書を提出させる。この場合において、その申込書は、譲渡人及び譲受人の連署によるものとする。

2 理事長は、提出を受けた申込書の内容を審査し、その譲渡を承認したときは、その旨通知する。

(組合員間の相続)

第13条 組合員である相続人が、被相続人の持分払戻請求権を取得して、その全部を引受ようとするときは、その組合員から相続による引受けの申込書を提出させるものとする。

2 理事長は、提出された申込書を審査するとともに、必要により、相続状況を確認し、その引受けを承認したときは、その旨を通知するものとする。

### 第4章 表彰・罹災見舞

(表彰)

第14条 この組合の組合員で、この組合の発展に顕著な功績があったと認められるときは、これを表彰することができる。この場合においては、賞状のほか、記念品を贈呈して行うものとする。

2 被表彰者及び表彰の方法等については、経営管理委員会において定める。

(罹災見舞)

第15条 組合員が次に該当するときは、組合は弔慰金、又は見舞金を支給することができる。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 火災、その他不慮の災害にあい、多大な損失を受けたと認められるとき

(3) 前項各号の弔慰金、又は見舞金は、理事会が定めた基準に基づいて理事長が定める。

## 第5章 配当金の支払

(配当率)

第16条 出資配当及び利用配当の基準は、総会（総代会を含むものとし、以下同じ。）の議決による。

(出資配当の計算)

第17条 出資配当は、その事実年度終了の日現在の払込済出資金を基礎にして次により計算する。

(1) この事業年度前に払込されている出資金に対する配当は、次の算式による。

払込出資金×配当率

(2) 事業年度の途中において払込まれた出資金に対する配当は、次の算式による。

配当率×払込出資金×払込の日からその事業年度終了の日までの月数÷12

(3) 事業年度の途中において減口又は譲渡したときの、その出資金に対する配当は、これを支払わない。

(4) 持分を譲受けた場合は譲渡人が、相続の場合は被相続人が出資を保有していた期間を通算して計算する。

2 その事業年度に脱退した者には、出資配当は行わないものとする。

(利用配当の計算)

第18条 利用配当は、その事業年度内において取扱ったものの数量、価額その他の事業分量を参酌して組合員の事業分量に応じてこれをする。

2 配当金の計算における円位未満の端数は切捨てるものとする。

3 組合員以外の者及びその事業年度に脱退した者には、利用配当は行わない。

(配当処分案)

第19条 剰余金処分案を作成するにあたっての配当金は、総会に提案される配当率に基づく個別計算の結果を集約して行うものとする。

(回転出資金)

第20条 総会において、利用配当を回転出資金に充当することを議決したときは、利用配当の中から、その定めた金額を回転資金にあてるものとする。

2 回転出資金に相当する額の財産については、各組合員の払い込んだ回転出資金の額に応じて、事業年度毎に算定して加算する。ただし、回転出資金が減少したときは、回転出資金に相当する額の財産について、各組合員に算定されている持分の額に応じて減額して算定する。

3 回転出資金に対しては、配当をつけない。

## 第6章 脱退

(脱退の届)

第21条 この組合を当該事業年度に脱退しようとする組合員からは、その事業年度終了の日の60日前までに脱退の理由を記載した届を提出させる。

2 法定脱退は次により届出させ、組合員名簿にその事由を記載し、処理する。

(1) 定款に定める組合員資格を喪失したときは、本人又は団体を代表する者から資格喪失の理由を記載した届を提出させる。

(2) 死亡によるときは、その組合員の相続人から死亡届を提出させる。

(3) 定款第8条第2項第3号並びに同条第3項第2号及び第3号に該当するものが解散をした場合は、解散を証する書類を提出させる。

(4) 持分の全部の譲渡によるときは、譲受人と連署による申込書を提出させる。

3 前項第1号、第2号及び第3号に該当する場合において届出がないときは、理事会の事実認定をもって、これにかえることができる。

(持分計算)

第22条 脱退による場合の計算は、次の標準によってこれを定める。

(1) 払い込んだ出資の総額に相当する財産については、各組合員の払い込んだ出資額に応じて算定する。ただし、その財産が払い込んだ出資の総額より減少したときは、各組合員の出資額

に応じて減額して算定する。

(2) その他の財産については、この組合の解散の場合に限って算定するものとし、その算定の方法は総会でこれを定める。

2 持分を算定するに当り計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

(持分の払戻)

第23条 持分の払戻しは、前条の持分計算後、当該年度末における持分が確定してから行う。

(脱退者の債務整理)

第24条 脱退の届出があったときは、その者にかかわるこの組合の債権、債務を明らかにして、債務については、速やかに請求して完済させる。この場合において、支払期日が未到来のものについては、原則として繰上償還の請求をして整理するものとする。

2 前項の請求をしてもなお支払いがないときは、原則としてその者に支払うべき持分と相殺するものとし、その旨通知する。

附 則

この規程は、平成6年11月26日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成20年11月1日から施行する。